相談窓口・お役立ち情報

弁護士による「養育費等についての無料法律相談」

養育費・離婚・親権・面会交流・慰謝料･財産分与などのお悩みを弁護士に相談できます。

日時（令和5年度）

・毎月１回木曜日、１日４件の相談枠があります。
　※7～10月は月2回実施しています。
・相談時間は45分間です。詳しくはお問い合わせください。

場所 柏市役所別館３階　こども福祉課

予約 先着・事前予約制　04－7167－1595(直通)

専門相談員による「母子･父子自立支援相談」

離婚・養育費・お子様の進学就労・資格・生活に関することなど、ひとり親家庭の様々なお悩みを専門相談員(母子･父子自立支援員)に相談できます。

面談予約・相談専用ダイヤル 04－7167－1455(直通)

平日9:00～16:00(12:00～13:00をのぞく)　※予約優先

ひとり親サポートメール

各種手当の支給日やお手続きのご案内、民間団体で実施している奨学金など、ひとり親家庭に役立つ情報をお届けしています。

登録方法 右の二次元コード読み取り、空メールを送信

または、「kodomofukushi@sukusuku-kashiwa.jp」へ空メールを送信

ひとり親サポートガイド(小冊子)

相談窓口・サービス・進学に係る給付金制度など、様々な情報を掲載しています。
柏市HPで公開しているほか、柏市役所こども福祉課窓口や沼南庁舎, 各出張所でも配布しています。

サポートガイド
(柏市HP)

令和6年5月現在

離婚を考えている方へ
こどもの養育費 編

お子さまと健やかな生活のために

- ひとり親になる方(なった方)がまず不安になるのは、《お金》のことではないでしょうか。ご自身の生活費はもちろん、こどもが自立するまでの生活費･医療費･教育費用などをどう工面すればいいか悩む方が大変多くいらっしゃいます。
- このリーフレットでは、知っておきたい《養育費》のことや、書面として約束事を残す《離婚協議書》や《公正証書》について解説していきます。

離婚のあと、養育費のこと

- こどもが自立するまでの生活費･医療費･教育費用などのお金を《養育費》といいます。教育費だけでも、公立の小～中～高～大卒に係る費用で約903万円必要といわれています。
  （令和3年度子供の学習費調査(文部科学省)・令和3年度教育費負担の実態調査結果(日本政策金融公庫)）
- 両親が離婚をして離れて暮らすことになっても、親子である関係は変わりません。また、両親ともにこどもを養育する義務があります。両親で養育費の支払い計画を立て、その約束事を書面に残しておくことが大切です。
- 裁判所では、こどもの人数やそれぞれの収入によっておおよその金額を示しています。こどもの人数や年齢、別れる夫・妻の年収によって金額が異なります。

例

妻（パート）
年収100万円
子1人・３歳

と

夫（会社員）
年収500万円

子が大学卒業するまで子と一緒に暮らす妻の口座に夫が振り込む場合…

毎月5万円
×19年間
＝1,140万円

養育費算定表
(裁判所HP)

柏市役所　こども福祉課　☎04-7167-1595

1. 離婚協議書・公正証書

離婚前に決めたことは書面に残そう

- 離婚をする場合に決める内容には、こどもの親権や養育費、こどもと会う機会（面会交流）、財産分与、慰謝料などがあります。

- 両親で話し合って取り決めた内容は、書面として残すことが大切です。離婚に関する条件を公正証書として作成することで、法的な強制力が生まれ、養育費の支払いについて安全性を高めることができます。公正証書として作成していない離婚協議書には法的な強制力はありません。

公正証書ってなに？

- 公正証書とは、公正役場の公証人が作成する公文書のことです。離婚の場合には、離婚条件（決めたこと）をまとめた書類を作成します。原本は公証役場で保管するため、時間が経っても紛失のおそれがなく、離婚協議書の改ざんなどのトラブルも防げます。

公証人・・・公務員。その権限に基づき文書を作成する者
公文書・・・公務員が作成した文書
公証役場・・公証人が公正証書等の文書を作成する機関
柏市には柏公正役場（柏市東上町7-18　柏商工会議所5階）があります▸▸▸

柏公証役場

- 養育費の支払いが滞ったとき、公正証書であれば、給料や預金・不動産などの資産を差し押さえることができます（強制執行）。差し押さえをするためには、公正証書中に「強制執行を認諾する」という条文が必要です。忘れずに入れておきましょう。

- 公正証書作成には費用がかかります。柏市ではその費用の補助をしています。詳しくは次ページをご覧ください。

作成費用の参考：17,000円（目的の価額500万円を超え1,000万円以下の場合）

詳しくは↑
（日本公証人連合会HP）

まずは相談してみましょう

- 柏市では、弁護士や相談員への無料相談を用意しています。何から始めたらいいか、専門知識をもつ相談員や弁護士に相談して、少しずつ不安を減らしていきましょう。詳しくは裏面をご覧ください

- こどもの養育費を安定的に確保するためにも、公正証書を作成しましょう。

2. ひとり親家庭へのお金の支援・補助

養育費をきちんと受け取るために

柏市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金

公正証書作成には費用がかかります。この補助金をぜひご活用ください。

公正証書・調停調書作成費用の補助　上限17,000円

公証人手数料または家庭裁判所の調停申し立てにかかる費用（収入印紙、連絡用の切手代）を補助します

養育費保証契約費用の補助　上限50,000円

保証会社と養育費保証契約を締結するときに保証料が必要となります。その初回保証料を補助します

対象者

補助金の申請日時点で柏市に居住し、住民基本台帳に記録をされ、かつ、次の要件をすべて満たすかた

① 児童扶養手当の支給を受けているかた又は同様の所得水準にあるかた
② 養育費の取り決めの対象となる子どもを現に扶養しているかた
③ 養育費の取り決めに係る経費を負担したかた
④ 養育費の取り決めに係る債務名義を有しているかた
⑤ 過去に同一区分の補助金を交付されていないかた

詳しくは↑
（柏市HP）

子育て中の生活を応援！

児童扶養手当

ひとり親家庭等（18歳に達する日の以後の3月31日（障害児は20歳）までのお子さまを養育しているひとり親家庭等）の生活安定や自立を支援するため、手当を支給します。（所得制限あり）

詳しくは↑
（柏市HP）

ご自身やこどもが病院に行くときに

ひとり親家庭等医療費等助成制度

ひとり親家庭等のお子さまと保護者等が支払う医療費のうち、保険診療分の全部または一部を助成します。（所得制限あり）

詳しくは↑
（柏市HP）

★ ひとりで悩まないでください★

★その他の制度のご案内も含めて、まずはこども福祉課にお問い合わせください ★